

2023年 春号 2023 5/1 発行

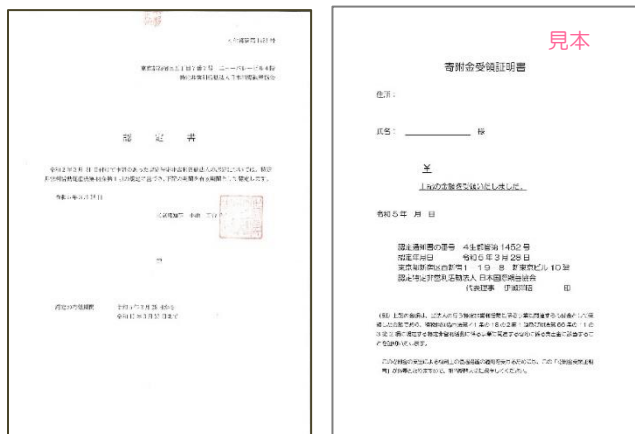
JAPAN INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-7-7ニューバレービル4階
TEL & FAX 03-3352-3918 Email: info@jifa.org

JIFAが認定を取得！ 2023年3月28日



2021年3月に不認定となったことに対し、昨年11月29日、JIFAの主張を全面的に認める画期的な裁定書が出され、3月28日付で処分庁が行った非認定処分は「違法または不当である」とする裁定が東京都知事から下り、3月28日付で認定を取得することができました。

これは、NPO認定をめぐる初めての行政不服審査請求事例であり、かつ、申請の多くが棄却される行政不服審査請求において、審査会へ諮問されることなく、訴えが全面的に認められた貴重な事例となりました。



寄附金受領証明書は税制上の優遇措置の適用を受けるために必要な書類となります。

衆議院内閣委員会で NPO認定のあり方が取り上げられる

2023.3.29

今回の行政不服審査で明らかになった認定をめぐる問題をNPO法の運用改善につなげるべく、2023年3月29日の衆議院内閣委員会において、青柳陽一郎衆議院議員(立憲民主党)によって認定NPO問題が取り上げられました。

委員会審議では、小倉内閣府特命大臣から、社会的課題の解決の担い手としてNPOの役割の重要性に関する答弁、NPO認定率(2.5%)の少なさ*の確認の答弁、平成23年の議事録答弁どおり提出書類審査が原則であることの確認の答弁、所轄庁によってバラツキがあってはならないことの認識の下、所轄庁実務者との定期的意見交換の場を設けるとの答弁がありました。

今後の全国のNPOの活動の発展につながるものと期待されます。



衆議院内閣委員会青柳議員質疑



* 質疑の様子は
QRコード又は
[こちらから](#)

* 日本の認定NPOの認定率は2.5%、1267団体。
米国の認定NPOの認定率は87%、約4万5千団体
であると言われています。
(出典：NPO国会議員連盟訪米視察団報告書)

認定NPOになると・・・ 5つの税制上の措置が期待できます！

- (1) 個人が支出した認定法人への寄附金
所得税 (寄付金合計額-2,000円)×40%=税額控除額
個人住民税 控除割合は自治体毎異なる
- (2) 法人が支出した認定法人への寄附金
一般寄附金等の損金算入
- (3) 相続人等が認定法人に寄附した相続財産等
相続税の課税の対象にならない
- (4) 認定法人のみなし寄付金制度
- (5) 個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得
税の非課税措置

裁決書 審理員意見書 口頭陳述書(JIFA)

JIFA行政不服審査請求



20230328

審理員意見書



審理員

口頭陳述書 (JIFA)



2021年12月17日

日本NPO学会第25回研究大会 認定NPO問題パネル開催（予定） 6月11日 京都産業大学

【パネルセッション】

認定NPO法人の非認定処分取消の裁決と 認定NPO法人制度のあり方

【セッションのねらいと論点】

2022年12月に、認定NPO法人の非認定処分について、処分取消の裁決が下された。この非認定処分取消の裁決について、審査請求の当事者である法人代表者と税理士、そして代理人を務めた弁護士の三者がパネリストになり、非認定処分を受けた経緯、審査請求をした理由、認定審査の過程、裁決の内容について、参加者と共有していく。また、この裁決を契機に、税制優遇を与える認定NPO法人の認定審査の問題点と、認定NPO法人制度をより良い制度にするために何ができるかということについて考えていくことにする。

【モデレーター】

中山 麻衣子（なかやま まいこ）

（税理士、認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク 理事）

【パネリスト】

伊瀬 洋昭（いせ ひろあき）

（特定非営利活動法人日本国際親善協会理事長）

脇坂 誠也（わきさか せいや）

（税理士、認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク 理事長）

日向寺 司（ひゅうがじ つかさ）

（弁護士、NPOのための弁護士ネットワーク 理事）

[日本NPO学会第25回研究大会
一般セッション報告等要旨](#)



会員・寄付者・支援者 募集しています

一人でも多くの方に会員になっていただき活動へ参加下さいますよう 皆様をお誘いください！

2022年度から初年度の年会費は月割りとなりました

	入会金	年会費(一口)
法人会員	30,000円	30,000円
個人正会員	10,000円	10,000円
個人賛助会員	5,000円	5,000円
学生会員	500円	1,000円

※ 支援金 学資支援(1口 10,000円)

ウクライナ支援(任意)

会費・支援金等は振込口座をご利用下さい

口座名：特定非営利活動法人 日本国際親善協会

☆ゆうちょ銀行から 記号10150 番号98253761

☆他の銀行からは 三井住友銀行新宿通支店

店番 661 普通 7274362



認定に向けた今までの経緯

特定非営利活動法人日本国際親善協会

2002/5/15	東京都知事から特定非営利活動法人として認証を受ける
2019/3/22	第1回認定申請（平成28年度29年度を実績判定期間とする申請）
2019/8/29	現地調査において不適正経理を理由に取下げを求められ従う。
2020/3/31	第2回認定申請（平成29年度30年度を実績判定期間とする申請）
2020/11/5	不適正経理を理由に第1回現地調査で取下げを求められる
2020/11/20	臨時総会を開催。決算書の補正を行い、都庁へ提出。差替えとなる。
2021/2/25	第2回現地調査の際に法令違反を理由に、再度取下げを求められる
2021/3/12	取下げに関する打診に対して拒否する意向を示す
2021/3/15	非認定通知を収受（非認定理由：法第45条第1項第7号不適合）
2021/5/17	不認定通知に関する照会を管理法人課長宛てに行う
2021/5/21	不認定通知に関する照会（回答）を収受
2021/6/14	東京都に対し行政不服審査請求を行う（代理人：金山先生ほか3名）
2021/12/3	認定審査チェックリストの開示請求
2021/12/17	口頭意見陳述を行う
2021/12/24	認定審査にかかる黒塗りチェックリストの開示
2022/4/22	審理員意見書が提出される(裁決時に公表)
2022/11/29	非認定処分を取り消す裁決
2023/2/7	第3回現地確認が行われ、重要な点の指摘はなく終わる
2023/3/28	東京都から認定書交付
2023/3/29	衆議院内閣委員会で認定NPOをめぐる質疑

今後の予定

2023/6/10	日本NPO学会第25回研究大会 パネル開催予定(京都産業大学) 「認定NPO法人の非認定処分取り消しの裁決と認定NPO法人制度のあり方」
-----------	--



特定非営利活動法人 日本国際親善協会
(JIFA)

〒160-0022 新宿区新宿5-7-7 ニューバレービル4階

TEL & FAX : 03-3352-3918 E-mail: info@jifa.org